

【指定就労継続支援B型事業 重要事項説明書】

就労継続支援B型サービスを提供するにあたり、障害者総合支援法に基づいて当事業所が説明すべき内容は次のとおりです。

1 事業者名称概要

名称	株式会社ステキバリエーション
法人所在地	岐阜県高山市国府町名張1588番地
電話番号	0577-72-3061
代表者氏名	代表取締役 水谷将章
設立年月日	平成26年2月4日

2 事業所の概要

事業所の種類	指定就労継続支援B型
事業所の名称	就労継続支援B型 ステキバリエーション Style
事業所の所在地	岐阜県高山市国府町名張1588番地
連絡先	電話：0577-72-3061 FAX：0577-72-3062
管理者	藏坪裕泰
サービス管理責任者	藏坪裕泰
定 員	10人
指定年月日	令和6年4月1日
事業所番号	2112700741
事業所が行っている他のサービス	日中一時支援

3 事業目的及び運営方針

目的	株式会社ステキバリエーション（以下事業者という）が設置する指定就労継続支援B型事業所 ステキバリエーション Style（以下事業所といふ）は、対象となる障害者への就労の機会・生産活動の機会・その他活動の機会の提供と、それらを通じて、知識・能力が高まった者について、就労への移行に向けた訓練や支援を目的として必要なサービスの提供を行う。
運営方針	<p>①利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。</p> <p>②利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供するよう努めるものとする。</p> <p>③利用者支援において、市町、指定障害者支援施設や指定障害福祉サービス事業を行なう者、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図るものとする。</p> <p>④前3項の他、関係法令を厳守し、事業を実施するものとする。</p>

4 通常の営業の実施地域

高山市・飛騨市古川町

5 営業時間とサービス提供時間

営業日 及び 営業時間	営業日：月曜日から金曜日（指定した土曜日を含む） ただし、当該月数から8日を引いた原則の日数を超える。 休日は年間カレンダーで示し事業所が指定するにとする。 定休日：日曜日及び事業所指定以外の土曜日 (毎年12月31日から1月3日) 営業時間：8:30～17:30
サービス提供日 及び サービス提供時間	サービス提供日：月曜日から金曜日（指定した土曜日を含む） ただし、当該月数から8日を引いた原則の日数を超える。 休日は年間カレンダーで示し事業所が指定するにとする。 定休日：日曜日及び事業所指定以外の土曜日 (毎年12月31日から1月3日) サービス提供時間：9:00～15:00

6 職員の体制

管理者	常勤1名 管理者は職員の管理、就労継続支援B型の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている就労継続支援（B型）の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるために必要な指示命令をおこないます。
サービス管理責任者	常勤1名 サービス管理責任者は個別支援計画を作成し、少なくとも6ヶ月に1回以上見直しを行います。サービスを利用する障害者及びその家族に対し、その内容等について説明を行います。
職業指導員 生活支援員	常勤1名以上 非常勤1名以上 個別支援計画に基づき、利用者に対し適切に指導・支援を行います

厚生労働省で定める指定基準を遵守し、指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

7 設備の概要（実際に設置されている設備の種類を記載すること）

設備の種類	室数	備考
作業室	2室	机、椅子
多目的室	1室	机、椅子
面談室	1室	机、椅子
多目的トイレ	1室	洗面台、男子用便器、洋式トイレ
トイレ	2室	洗面台、洋式トイレ

8 サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
就労継続支援B型 計画作成 (個別支援計画)	利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、生活全般の質を向上させるための課題や目標、支援の方針等を記載した就労継続支援B型計画（個別支援計画）を作成します。
訓練	生産活動に必要な知識、能力の向上のための必要な訓練を行います。また、その他の便宜を適切かつ効果的に行います。

下記のような生産活動の機会を提供します。

・組み立て 梱包 農業 生産 飼育 牲畜等内空委託作業を含む

生産活動	<p>〈工賃支払い〉</p> <p>上記の生産活動及び作業における事業収入から必要経費を差し引いた金額を工賃として、生産活動に従事する利用者に支払います。</p> <p>1ヶ月当たりの工賃の平均額は、3千円を下らないものとします。</p>
施設外就労 施設外支援	<p>利用者的心身の状況や意向・適正・障害特性・その他の事情を踏まえ、必要に応じて就労継続支援B型個別支援計画（個別支援計画）に基づき施設外就労及び施設外支援を行います。</p> <p>「施設外就労」と「施設外支援」はどちらも利用者が企業などに行き実習を行います。「施設外支援」が職員を帯同せずに行う実習に対し、「施設外就労」は職員が帯同して、請負発注企業と請負契約を結んで行うものです。</p>
欠席時対応	<p>あらかじめ利用を予定して日に急病等によりその利用を中止した場合において、利用者又は当該利用者の家族等への連絡調整を行うとともに、当該利用者の状況を記録し、引き続き該当障害福祉サービス事業等の利用を促すなどの相談援助を行います。</p>
実習及び求職活動等 の支援	<p>公共職業安定所や障害者就労・生活支援センター等関係機関との連携を取りながら、職場実習の実施、求職活動の支援、一般就労や就労継続支援A型事業所利用への支援、職場定着のための支援等行います。</p>
健康管理	<p>日常生活に必要なバイタルチェックを行なうなど、常に利用者の健康状態に注意し、協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。</p>
その他	<p>上記に附帯するその他必要な介護、訓練、支援、相談、助言を行います。</p>

〈サービスの概要〉

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者若しくは家族等の同意をいただきます。尚、「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。

9 利用料金

(1) 訓練等給付費対象サービス内容の料金

訓練等給付費対象サービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）のうち9割が訓練等給付費の給付対象となります。事業者が訓練等給付費の給付を市町から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業所にお支払いいただきます。（定率負担または、利用者負担額といいます）尚、定率負担または利用者負担額の軽減等が適量される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容の料金

訓練等給付費対象サービスの利用料金は、「訓練等給付費対象外サービス内容」の項目に

について事業所が定める利用料金です。

訓練等給付費対象外サービス内容

食事サービス	施設での食事提供はございません	実費
生産活動等	生産活動や諸活動を行う上で、負担していただくことが適当であるものに限ります。	実費

一般就労への支援に必要な経費	就労や実習に向けての支援のうち、負担していただくことが適當であるものに限ります。	実費
日常生活上必要となる諸経費	利用者の日常生活品の購入代金等や日常生活に要する費用で、負担していただくことが適當であるものに限ります。 ①日用品費　　②保健衛生費　　③教養娯楽費	実費
送迎サービス	当事業所送迎ルートの範囲内で送迎希望の方を送迎します。なお送迎車両への相乗り困難な場合は希望に添えないことがあります。 ※送迎加算算定期間中は無料	片道1回 100円 (10km毎)

(4) 利用料金のお支払い方法

前項(1)(2)の料金は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、毎月25日までに以下のいずれかの方法でお支払ください。

- ①当事業所の窓口で現金支払い
- ②指定口座への振り込み

10 利用者の記録及び情報の管理など

(1) 事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じて内容を開示します。また、記録及び情報については契約終了後5年間保管します。

※閲覧できる窓口業務時間は、事業所の営業時間内です。

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法に沿った対応を行います。ただし、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町及び関係機関に情報を要請された場合は利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供します。

11 虐待防止等のための措置

(1) 虐待防止

当事業所では、従事者への虐待防止等の研修を実施します。虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底します。虐待防止に関する責任者を選定します。

虐待防止に関する責任者	管理者 藏坪裕泰
-------------	----------

(2) 身体拘束の適正化

当事業所では、就労継続支援B型の提供にあたっては、利用者の身体拘束は行わない。

万一、利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するためにやむを得ない場合には「身体拘束に関する説明書」に利用者・家族の同意を受けた時のみ、その条件と期間内にて身体拘束を行うことができるものとする。

当事業所では、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急、やむを得ない理由など必要な事項を記録することとす

12 緊急時の対応

就労継続支援B型の提供中に利用者の病状急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医及びご家族等の緊急連絡先に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとします。また、主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずるものとします。

(1) 緊急連絡先※アセスメントシートによる

(2) 事業所の協力医療機関

医療機関名	垣内医院（内科・小児科）
所在地	岐阜県高山市国府町広瀬町955-1
代表者	垣内 晃
電話番号	0577-72-4561

13 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める防火防災計画書により対応します。
平時の訓練	別途定める防火防災計画書に従い年に2回以上、避難・防災訓練を利用者全員で行います。
防火管理者	藏坪 裕泰

14 秘密の保持

職員は業務上知りえた利用者又はその家族等の秘密を保持します。また、事業者は、職員であった者に業務上知りえた利用者又はその家族等の秘密を保持させるため、職員でなくなつた後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を職員との雇用契約の内容とします。

15 苦情・要望の受付について

(1) 当事業所の苦情・要望の受付窓口

受付窓口	<p>苦情解決責任者 藏坪裕泰</p> <p>受付日 月曜日から金曜日 12月30日から1月3日までを除く</p> <p>受付時間 9:00～17:00</p> <p>電話番号 0577-72-3061</p> <p>FAX番号 0577-72-3062</p>
------	---

(2) 苦情BOXを事業所前に設置しています。

16 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

(1) 施設・設備ご利用上の注意事項

設備・器具の利用	事業所内及び施設外就労・施設外支援先の設備・器具は本来の用途に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、弁償していただくことがあります。
施設の利用	施設内及び施設外就労・施設外支援先では、他の利用者の迷惑にならないように静かにご利用ください。各自の荷物は各自で管理し整理整頓を心掛け、施設を汚さないように清潔の保持にご協力ください。
外出	個人的な用件での外出が必要な場合は、職員に申し出の上、自己責任において行ってください。（ただし、事故防止の判断ができない方や危険な行為が予想される方については、制限させていただく場合があります。）
喫煙	施設敷地内は全面禁煙となります。
貴重品などの管理	<p>貴重品は、原則、利用者の自己管理となります。</p> <p>自己管理が無理な方や、高額な貴重品、ゲーム機等は施設内に持ち込まないようお願いします。</p>
政治・宗教・営利活動	他の利用者への政治・宗教・営利活動はご遠慮ください。

(2) 支援上の注意事項

次のような施設内外における不慮の事故・怪我等については、賠償責任を一切負いかねますのでご注意願います。

①	通勤途中における事故・怪我等
②	職員の指示に従わぬことにより起きた事故・怪我等
③	本人特有のこだわりや自傷行為等に起因する事故・怪我等
④	利用者同士のトラブルによる事故・怪我等
⑤	無断外出により起きた事故・怪我等
⑥	てんかん発作等での転倒による事故・怪我等
⑦	食事中の誤嚥等による事故・怪我等

17 事故発生時の対応

事業者は、事故が発生した場合は、県、市町村及び利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとする。

指定就労継続支援B型 ステキバリエーション「Style」の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明をしました。

事業所名称：_____

管理 者名：_____

説明 者名：_____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から指定就労継続支援B型 ステキバリエーション「Style」の提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者

利 用 者 名：_____

説 明 者 名：_____ 印

身元引受人（若しくは成年後見人）

利 用 者 名：_____

説 明 者 名：_____ 印